



投票に行こう！！

第20回統一地方選挙について

首長ならびに地方議員を選出する統一地方選挙が本年4月に実施されます。

サービス連合は、これまで産業の持続可能な発展のため、働く者の立場からの政策実現にむけて政党要請をおこなうなど、政治とむきあってきました。働く者の立場に立った政策の実現にむけて政治とむきあっていくことが重要です。

前半



投票日前日（4月8日（土））まで期日前投票ができます。

道府県知事選挙

告示日3/23（3/24から期日前投票ができます）

政令市長選挙

告示日3/26（3/27から期日前投票ができます）

道府県議会・
政令市議会議員選挙

告示日3/31（4/1から期日前投票ができます）

投票日
4月9日
日曜日

後半



投票日前日（4月22日（土））まで期日前投票ができます。

一般の市長・
市議会議員選挙

告示日4/16（4/17から期日前投票ができます）

東京都特別区長・
区議会議員選挙

告示日4/16（4/17から期日前投票ができます）

町村長・
町村議会議員選挙

告示日4/18（4/19から期日前投票ができます）

投票日
4月23日
日曜日

投票日に投票に行けない場合は期日前投票をしましょう。

- 投票できる期間：告示日の翌日から投票日の前日まで
 - 投票できる時間：8：30～20：00（それぞれ2時間以内の繰上げ・繰下げあり）
 - 投票場所：選挙人名簿に登録されている市区町村の期日前投票所
- 詳しくはお住まいの地域の選挙管理委員会に確認してください。

2面に続く

労働組合の政治活動・選挙運動

政治活動や選挙運動を進めるにあたって重要になるのが、公職選挙法や政治資金規正法などの法律です。公職選挙法では「政治活動」と「選挙運動」を区別しており、選挙運動には制約を課しています。労働組合ができる政治活動・選挙運動をよく理解しましょう。

公(告)示前

出来ること

政治活動ができます。

公(告)示前に、1.政治上の主義や政策を推進・支持すること、2.候補者を推薦・支持すること、3.推薦した候補者の名前を通常の方法で組合員に知らせること、は政治活動にあたることから、実施できます。

【具体的な取り組み】

● サービス連合の推薦候補者名を組合員に周知する。(サービス連合速報を活用)

出来ないこと

公(告)示前は**選挙運動**はできません。

選挙運動とは、特定の選挙につき、特定の候補者に当選を得させるため、投票を得若しくは得させる目的をもって、直接又は間接に必要かつ有利な行為をすること。(選挙運動の3要素に当てはまること)

【選挙運動の3要素】

- 特定の選挙で〈選挙の時期と種類の特定〉
- 特定の候補者の当選をはかるために〈氏名の特定〉
- 直接または間接的に有権者に働きかける行為(投票を働きかける行為)

公(告)示後～投票日前日まで

出来ること

ウェブサイト等を利用する方法で**選挙運動**を行うことができます。

ウェブサイト等：インターネット等を利用する方法のうち、電子メールを利用する方法を除いたもの。例えば、ホームページ、ブログ、SNS、動画共有サービス、動画中継サイト等。

出来ないこと

公(告)示後は労働組合の**政治活動**のうち、特定の活動について、規制を受けます。

サービス連合の推薦候補者名を掲載したサービス連合速報を活用することはできなくなります。ご注意ください。

【投票行動の呼びかけ】

組合員に投票行動を呼び掛けることは公(告)示の前後に関わらず、実施することが可能です。

労働組合は、賃金や労働条件の維持・向上、職場環境の改善などの取り組みをおこなっていますが、私たちの暮らしの向上には、企業内の労使間だけでは解決できないことがたくさんあります。それらを解決するためには、私たち働く者の立場に立った政策を実現する政治家の存在が必要です。

労働組合の政治活動は、イコール選挙活動と受け止められがちです。しかし、選挙活動だけが政治活動なのではありません。投票行動を通じて立法や行政に私たちの意見を反映させることで、生活の安定と向上をはかっていくことこそが労働組合が取り組むべき政治活動と言えます。

組合員に投票行動を呼び掛けましょう！

